

財務省第11入札等監視委員会  
平成28年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年9月12日(月) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 岡林 正文 (公認会計士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授)	
審議対象期間	平成28年4月1日(金)～平成28年6月30日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	<p>契約件名：今治税務署構内舗装工事            契約相手方：株式会社山装(法人番号 3500001004203)            契約金額：9,676,800円            契約締結日：平成28年6月23日            担当部局：高松国税局</p> <p>契約件名：平成28年度香川県内合同宿舍単価契約修繕工事&lt;&lt;設備&gt;&gt;            契約相手方：株式会社広瀬住宅総合サービス            (法人番号 1470001003524)            契約金額：3,677,400円            契約締結日：平成28年4月1日            担当部局：四国財務局</p>
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	<p>契約件名：平成28年度コンサルティング委託業務            契約相手方：株式会社キャリアバンク(法人番号 3290001018902)            契約金額：814,968円            契約締結日：平成28年6月17日            担当部局：高松国税局</p> <p>契約件名：平成28年度高知財務事務所複合機賃貸借及び保守業務委託契約            契約相手方：株式会社オフコム(法人番号 7490001000365)            契約金額：1,069,416円            契約締結日：平成28年4月1日            担当部局：四国財務局</p>
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(公共工事)の「今治税務署構内舗装工事」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】  「平成28年度カウンセリング委託業務」  契約相手方：株式会社キャリアバンク  （法人番号 3290001018902）  契約金額：814,968円  契約締結日：平成28年6月17日  担当部局：高松国税局</p> <p>契約期間は翌年の3月31日までだが、原則として12月16日までに業務を実施するといった条件を付すのはどういう趣旨か。</p> <p>健康診断とカウンセリングをリンクさせているということか。</p> <p>実施予定人数200名程度とあるが、実績人数は何人か。</p> <p>新任3年目までの職員が実際に全員受けるのか。</p> <p>新任3年目までの職員数を基に算定しているとの話があったが、希望すれば年配の職員等も受けることができるのか。</p> <p>健康診断の日にあわせて実施するということであるが、心身は日によって変わるもので、カウンセリング実施日の面談だけでなく、カウンセリング実施日以外の日も電話相談等で受け付ける等は考えてはいないのか。</p>	<p>カウンセラーの派遣は当局で実施している巡回の健康診断日程にあわせて行うこととしている。</p> <p>平成28年12月16日までに巡回による下半期健康診断を終わらせる予定のため、この日までに業務を実施するという条件を付している。</p> <p>例えば午前に健康診断を行い、午後にカウンセリングを行うように実施する等日程をあわせることで、出張等の多い職員がカウンセリングを受けやすいよう配慮している。</p> <p>実際受けた人数は契約が終わらないと分からない。</p> <p>200名とした根拠は、新任3年目までの職員が職場に慣れずに心身不調になりやすいと想定されるため、新任3年目までの職員数を基に算定している。</p> <p>現在実施しているところであり、終わってみたいと全員が受けたかどうかはわからないが、健康診断とあわせて行うので、相当数が受けるのではないかと考える。</p> <p>新任3年目以外の職員でも希望すれば受けられる。</p> <p>今回の契約は、カウンセラーの派遣業務の委託契約であるが、本契約とは別契約でカウンセリングの委託を行っており、職員がカウンセラーや医者に相談できる体制を整えている。しかし、心身に不調がある職員が自らカウンセリングを受けに行くとは限らないことから、本契約によってカウンセラーが各実施場所へ赴くことで、不調気味である職員を未然に発見できれば、予防につながると考えている。</p>

【案件2】

「平成28年度香川県内合同宿舍単価契約修繕工事<設備>」

契約相手方：株式会社広瀬住宅総合サービス  
(法人番号 1470001003524)

契約金額：3,677,400円

契約締結日：平成28年4月1日

担当部局：四国財務局

単価契約の修繕項目はどのような内容か。また、不具合の発生により即座に対応出来るよう修繕部品の備蓄や人員の確保など契約書に記載しているのか。

平成26年度から平成28年度まで同じ入札参加者・同じ落札者である。

入札参加者も少ないことから、増やすなどの改善策はあるのか。

設備工事として纏めると、電気と管工事の両方に対応出来る業者は少ないのではないのか。

【案件3】

「今治税務署構内舗装工事」

契約相手方：株式会社山装  
(法人番号 3500001004203)

契約金額：9,676,800円

契約締結日：平成28年6月23日

担当部局：高松国税局

基準価格を下回る入札が行われたので、調査を行ったとのことであるが、その調査内容と結果について、示していただきたい。

修繕項目は、一般修繕と漏水のような緊急的な修繕項目を設定している。また、契約書上に修繕部品の備蓄や人員確保などの記載はないが、修繕項目の中に緊急的な修繕対応として調査・応急復旧の項目を設け常時対応可能な契約としている。

入札参加者が増加しないのは、修繕の数量が確定的でないことや、緊急的な対応が求められる等、参加者にとってのメリットが少ないことが要因と思われる。

なお、落札者等については、単価契約の導入前より、当局の多くの修繕工事の実績を有していることでの参加と考える。入札参加者数の改善策については、今後とも修繕内容や数量の検証を行い、修繕項目の増加などの見直しが必要と考える。

上位の等級では、電気・管工事の両業種を登録している者も多く、近年競争性確保のため上位等級を含め拡大していることから十分に対応可能と判断している。

調査の概略について説明すると、通達「予算決算及び会計令第85条の基準の運用方針等について」に基づき、工事請負において調査すべき15項目について調査を行っている。

主なものを説明すると、その価格によって入札した理由、契約対象工事付近における手持工事の状況、手持資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係、労務者の具体的供給見通し等について調査を行い、契約に見合う工事ができるかといったこと及び期限が守られるか、つまり質と期限について契約どおり履行可能かどうかの確認を行っている。

入札参加者が1者であるが、落札金額が予定価格より大分下回っている。理由は何だと考えるか。

【案件4】

「平成28年度高知財務事務所複合機賃貸借及び保守業務委託契約」

契約相手方：株式会社オフコム  
(法人番号 7490001000365)

契約金額：1,069,416円

契約締結日：平成28年4月1日

担当部局：四国財務局

保守料に含まれるデジタル複合機に必要な紙以外の消耗品とは具体的にどのようなものを指すのか。

なぜ契約期間が5年なのか。

落札率が低くなった原因は何か。予定価格を算定する際の賃貸借料や保守料の内訳を、デジタル複合機を賃貸借している業態の実態に合わせるべきだったのではないか。

その結果、問題点は認められなかったことから落札者として決定した。

入札案件は、入札参加者数が明らかにされないため、入札者数が落札金額に影響を与えるものではないと考える。

また、落札金額が予定価格より下回った理由はわからないが、予定価格については、一定の基準に基づいて設定しており、適正であったと考えている。

ドラムカートリッジやトナーカートリッジ、回収トナー容器といった消耗品を指し、デジタル複合機が適正に作動するために必要な消耗品を指す。

デジタル複合機の耐用年数が5年であること、また、当契約のように、複数年度にまたがる契約を行う国庫債務負担行為は財政法第15条第3項において、5年以内と定められているためである。

予定価格については、設置費、賃貸借料、保守料のそれぞれについて市場価格調査のうえ適正に算定している。今回の落札率が低くなった理由としては、メーカー側の営業戦略や、業者側が他契約複合機と効率的な保守点検が行える見込みがあったことから、低い価格で落札できたものと考えている。